

【再評価】

番号	事業区分	事業名	事業概要	経緯 上:事業化等 下:前回評価	事業費 〔億円〕 上:全体 下:H28未まで (進捗率)	前回評価時からの 費用対効果分析の要因の変化等※1	審議 区分	再評価 該当要件	対応 方針 (原案)	備考
1	河川	斐伊川直轄河川改修事業 (出雲河川事務所)	斐伊川本川・宍道湖・大橋川では、戦後最大の被害をもたらした昭和47年7月洪水が再び生じた場合、志津見ダム・尾原ダム・斐伊川放水路の整備を前提としても洪水を安全に流下できない箇所がある。中海・境水道においても、平成14年、平成15年、平成16年など、近年、高潮被害が頻発している。 このため、河川整備計画に基づき、斐伊川本川、宍道湖、大橋川においては、戦後最大の被害をもたらした洪水(昭和47年7月)が再び発生した場合でも家屋の浸水被害の発生を防止する。また、中海・境水道では既往最大水位(平成15年9月)に対して、浸水被害を防止するため河川改修を行うものである。	H22	1,113	有 天神川水門完成	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25	658 (59%)					
2	河川	江の川総合水系環境整備事業 (三次河川国道事務所)	江の川は、広島県山県郡北広島町阿佐山(標高1,218m)に源を発し、途中三次市において馬洗川、西城川、神野瀬川を三方より合流し、島根県江津市において日本海に注ぐ、幹川流路延長194km、流域面積3,900km ² の一級河川である。 江の川は、三次市を始めとして、舟運、漁撈、鵜飼など古くから川と人との関わりが深く、歴史・文化を育む地域活動の場として利用されている。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、江の川の良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	H9	16	有 かわまちづくり計画変更に伴い、事業期間が10%以上延長	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25	12 (74%)					
3	河川	佐波川総合水系環境整備事業 (山口河川国道事務所)	佐波川は、その源を島根県境の三ツ峰(標高970m)に発し、途中で島地川等の支川を合わせながら防府市の市街地北部を流れ、周防灘に注ぐ幹線流路延長56km、流域面積460km ² の一級河川である。 河道内の高水敷には、公園、運動場、自転車道が整備され、多くの人々が利用し、都市の中の身近な自然として市民の憩いの場となっている。 佐波川の支川島地川の支流にある島地川ダムは、洪水調節、河川環境の保全、都市用水の供給を目的とした多目的ダムであり、昭和57年4月より管理を開始した。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、佐波川の良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	H18	14	有 【島地川ダム貯水池水質保全】箇所完了評価の実施	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25	10 (73%)					
4	道路	一般国道53号 津山南道路 (岡山国道事務所)	一般国道53号は、岡山県岡山市北区を起点とし、鳥取県鳥取市に至る延長約140kmの主要幹線道路である。 津山南道路は、災害や交通事故発生時の代替ルートの確保、交通安全の確保、救命救急活動等の支援、周辺地域の発展支援を目的とした延長5.4kmのバイパスであり、地域高規格道路「空港津山道路」の一部を構成するものである。	H16	220	有 前回評価時の感度分析が1.0未満	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25再	87 (39%)					
5	道路	一般国道9号 鳥取西道路 (鳥取河川国道事務所)	一般国道9号は、京都府京都市を起点とし、山口県下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の渋滞の解消、観光・医療・物流活動の支援、広域交流の促進及び地域活性化を目的とした延長7.0kmの自動車専用道路である。	H17	497	有 全体事業費が10%以上増加	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25再	407 (82%)					
6	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅱ期) (鳥取河川国道事務所)	一般国道9号は、京都府京都市を起点とし、山口県下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅱ期)は、緊急時の代替路線の確保、現道の渋滞の解消、観光・医療・物流活動の支援、広域交流の促進及び地域活性化を目的とした延長5.9kmの自動車専用道路である。	H19	381	有 全体事業費が10%以上増加	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	まとめて 審議
				H25再	279 (73%)					
7	道路	一般国道9号 鳥取西道路(Ⅲ期) (鳥取河川国道事務所)	一般国道9号は、京都府京都市を起点とし、山口県下関市に至る延長約730kmの主要幹線道路である。 鳥取西道路(Ⅲ期)は、緊急時の代替路線の確保、現道の渋滞の解消、観光・医療・物流活動の支援、広域交流の促進及び地域活性化を目的とした延長6.4kmの自動車専用道路である。	H20	387	有 全体事業費が10%以上増加	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25再	279 (72%)					
8	港湾	油谷港崎地区防波堤整備事業 (宇部港湾・空港整備事務所長)	油谷港は、山口県の北西部に位置する避難港である。本事業は、油谷港周辺海域を航行する小型船の荒天時における避難に必要な静穏水域を確保し、海難の発生を回避して海上輸送の安全性及び信頼性向上を目的に、防波堤整備を行うものである。	H2	76	有 事業期間が10%以上延長	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25	40 (53%)					
9	港湾	尾道糸崎港機地区国際物流ターミナル整備事業 (広島港湾・空港整備事務所)	尾道糸崎港は、広島県東部に位置し、我が国有数の木材取扱い拠点として多数の木材加工企業が背後に立地しており、木材の輸入、移出を通じて我が国の木材産業を支える重要港湾である。 本事業は、尾道糸崎港における船舶大型化への対応と周辺海域への環境改善を図るため、大型船に対応した国際物流ターミナルを整備するものである。	H6	198	無 -	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
				H25	155 (78%)					

※1:「前回評価時からの費用対効果分析の要因の変化等」判定基準 以下A.~C.のいずれも満たす場合、変化「無」

- A. 事業目的に変更がない。
- B. 社会経済情勢の変化がない。(例:地元情勢等の変化がない)
- C. 前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変化がない。
 - 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。【例: B/C 算定方法に変更がない。】
 - 2. 需要量等の変化がない。【需要量等の減少が10%以内】
 - 3. 事業費の変化【事業費の増加が10%以内】
 - 4. 事業展開の変化【事業期間の延長が10%以内】

平成28年度 第5回 事業評価監視委員会 対象事業位置図

